

日帰り人間ドックの費用補助をご利用ください

◆平成31年度から30・35歳の被保険者もご利用いただけます

できるだけ多くの方に受けていただけるよう、人間ドックを受診した方に対して、当健保組合では費用の補助を行っています。

人間ドックを受けることで、特定健診（40歳～74歳対象）を受診したものと取り扱いますので、ぜひ受診ください。

平成31年度から、30・35歳の被保険者も受診が可能となりましたのでどうぞご利用ください。

詳細は、当健保組合のホームページ（URLは表紙に掲載）でご確認いただけます。

1 実施対象者

平成31年4月1日現在、次に該当し、受診を希望する方。ただし、資格を喪失した場合は受診できません。

- ・40歳以上の被保険者および40歳以上の被扶養者である配偶者（昭和55年3月31日以前生まれの方）
- ・30歳の被保険者（平成元年4月1日～平成2年3月31日に生まれた方）
- ・35歳の被保険者（昭和59年4月1日～昭和60年3月31日に生まれた方）

2 実施時期

平成31年4月から令和2年3月末までの間

3 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

4 負担額

① 当健保組合負担額
25,000円（消費税別）

※厳しい財政状況をふまえ、平成31年度より負担金額が変わっています。

ただし、検査費用が上記に満たない場合は、実費（基本料金のみ）。

② 自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額を差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプション等の費用は、すべて自己負担となります。

5 検査項目

受診健診機関が定める検査項目（特定健診項目含む）



被扶養者の資格更新調査を行います

ご家族が被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国では、保険給付適正化の観点から、被扶養者の資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に使用し、健保財政の安定化を図るため、被扶養者の資格確認にご協力をお願いします。

◆調査票の配布時期

令和元年7月初旬ごろ調査票を配布する予定です。

◆実施対象者

被扶養者。ただし、平成31年4月1日以降認定の被扶養者は対象外となります。

◆提出期限および提出先

令和元年7月31日までに事業所の健保組合担当者にご提出ください。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、被扶養者資格の取り消しをさせていただきますので、ご了承ください。